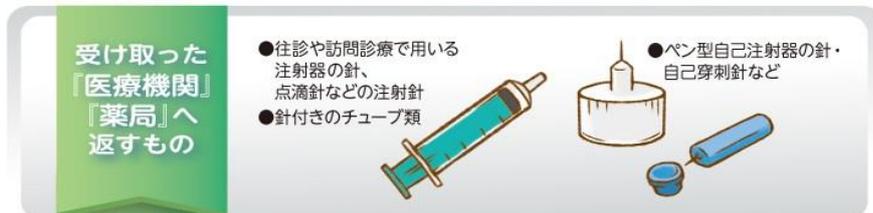


在宅医療廃棄物について

在宅医療において生じるごみ（在宅医療廃棄物）は、1. 受け取った「医療機関」「薬局」へ返すもの、2. 可燃ごみに出せるもの、3. 資源ごみに出せるものに分かれます。

このような在宅医療廃棄物を誤った方法で廃棄すると、近隣の方々や収集作業員に対する針刺し事故等につながる危険性がありますので、適正な処理をお願いします。

1. 受け取った「医療機関」「薬局」へ返すもの



- ・往診や訪問診療で用いる注射器の針、点滴針などの注射針
- ・針付きのチューブ類
- ・ペン型自己注射器の針・自己穿刺針など

※必ずキャップを付けて空きびんなどの中身の見える容器に入れるか、ふた付きの専用容器を使用してください。

2. 可燃ごみに出せるもの



- ・プラスチック類
輸液、蓄尿、ストーマ、CAPD、栄養剤などの各種バッグ
※バッグ内の残液等は捨てて空にしてください
- ・チューブ類
吸引チューブ、輸液ライン、CAPDチューブ、各種チューブ
- ・カテーテル類
導尿カテーテルなど
※針の部分がある場合は必ず切り取り、医療機関に返却してください
- ・布、紙類
ガーゼ類、脱脂綿類、紙おむつ類
※紙おむつの汚物はトイレに流してください
- ・その他
ペン型自己注射カートリッジ、栄養剤などの注入器など
※針部分は必ず医療機関に返却してください

3. 資源ごみに出せるもの

- ・栄養ドリンクや薬ビン、缶など
※中身を取り除き、水で洗ってからお出しください

可燃ごみの出し方

(1) 内容物があれば、中身を必ず取り除いてください。汚れがひどい場合はすすいでください。

(2) 新聞紙などで、きちんと包みます。



(3) 在宅医療廃棄物だけを、ビニールなどの小袋に入れ、空気を出してしっかり封じます。



(4) 他の燃えるごみと一緒に淡路市指定ごみ袋に入れて、収集日にごみステーションに出します。